

< 保育士等の子どもの優先利用について >

◆ 優先利用とは

保育士確保の観点から、入園を申込した年度中、市内の園で勤務する保育士等の子どもに対し、下記のとおりのお取り扱いを行います。

未満児：入園の際に加点を行います。

以上児：抽選となった場合、優先入園対象とします。

※ただし、必ずしも保育施設の利用が保障されるものではありません。

◆ 対象

瑞浪市内保育所等で保育士、幼稚園教諭として勤務されている方の子どもまたは、瑞浪市内保育所等で保育士、幼稚園教諭として勤務する事が確定している方の子ども（瑞浪市在住者に限る）

※実際に入園する年度に勤務していることを条件としています。

◆ 必要書類

必要書類については、「保育士証の写しまたは幼稚園教諭免許証の写し」と「就労（見込）証明書」を提出して頂きます。

また、「就労（見込）証明書」は保育士として働く事が分かる書類を提出してください。就労証明書が発行されない場合には、こども家庭課まで事前にご相談ください。

【担当課】

瑞浪市 こども家庭課

Tel 0572-68-2114（直通）